ailia 無償版ライセンス条件

「ailia 無償版ライセンス条件」(以下「本書」といいます)は、アイリア株式会社(以下「アイリア」といいます。)のエッジ AI フレームワーク「ailia」の無償使用を認める条件を定めた法律文書です。

本ソフトの使用を希望されるユーザーは、必ず本書を確認の上、使用条件を遵守し、本ソフトを使用してください。本ソフトを使用される場合、ユーザーは本書に同意したとみなされ、法的義務が発生します。ユーザーが本書に違反した場合、アイリアから法的請求(損害賠償請求等)の対象となることがあります。

【使用上のご注意】

「ailia」は、オープンソースソフトウェア (OSS) ではありません。 ※本書の条件下では、無償使用いただけますが、原則として有償ソフトウェアです。

第1条 (定義)

- 1. 本書における用語は、次の各号にて定義されるものとします。
 - ① 「本ソフト」とは、アイリアのエッジ AI フレームワーク「ailia」をいいます。なお、本 ソフトはプログラム、マニュアルおよびその他関連資料が含まれ、本書の締結後に仕様を 変更した場合には仕様変更後のものを含むものとします。
 - ② 「ユーザー製品」とは、ユーザーが開発する本ソフトを採用した製品(ソフトウェア、アプリケーション、サービス、ハードウェア製品等を含む)をいいます。
 - ③ 「使用端末」とは、ユーザーが所有または管理するハードウェア (PC等)をいいます。
 - ④ 「使用目的」とは、第3条にて定める本ソフトの使用目的をいいます。
 - ⑤ 「小規模商用」とは、12ヶ月間のユーザー製品による経済的利益(売上高、広告収入、 その他の経済的利益)の合計が10万ドル未満の場合をいいます。
 - ⑥ 「ライセンスファイル」とは、本ソフトを起動するための認証ファイルをいいます。
 - ⑦ 「個人ユーザー」とは、ユーザーのうち、法人化していない自然人をいいます。

第2条 (ライセンス)

- 1. アイリアは、ユーザーに対して、本書の有効期間中、本書に従った本ソフトの非独占的、再使用許諾不能かつ譲渡不能な使用を許諾(以下「本ライセンス」といいます。)し、ユーザーはこれを受諾するものとします。
- 2. ユーザーは、本ソフトを使用端末においてのみ使用することができます。
- 3. 個人ユーザーが、ユーザー製品を第三者に提供する場合、以下の両表記をユーザー製品の起動画面に記載するものとします。

「本製品は、エッジ AI フレームワーク「ailia SDK」を採用して開発されました。」「This product was developed using the Edge AI framework "ailia SDK".」

第3条 (使用目的)

- 1. ユーザーによる本ソフトの使用は、以下各号に定めるいずれかの目的に限定されます。なお、 具体的な使用目的の範囲については、アイリアのウェブページにおける説明にて補完されま す。
- ① 「評価目的」
 - ・ユーザー製品への本ソフトの採用評価に限定されます。
 - ・ユーザー内での使用に限定されます。
 - ・実証検証(PoC)を目的とした第三者提供は、評価用途の対象外です。
- ② 「小規模商用目的」
 - ・個人ユーザーに限り、小規模商用用途の範囲において、本ソフトを使用できます。ただし、 第三者からの受託開発における本ソフトの使用は対象外です。
 - ・本ソフトの使用が、アイリアまたはアイリアの顧客の利益に影響を及ぼすとアイリアが判断する場合、当該使用は使用目的から除外されます。
- 2. ユーザーは、前項各号に定められた目的以外に本ソフトを使用する場合は、別途アイリアと 使用許諾契約書を締結するものとします。

第4条 (本ライセンスの対価)

本ライセンスの対価は無償とします。

第5条 (権利の帰属)

本ソフトに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他一切の知的財産権 (これらを受ける権利を含むものとし、以下総称して「知的財産権」といいます。)は、本書に基づきユーザーまたは第三者に譲渡されることはなく、知的財産権はアイリアまたはアイリアに使用許諾を与える第三者に留保されます。

第6条 (サポート)

アイリアは、本ソフトに関するサポート (問い合わせ対応等を含む) を提供する義務を負わないものとします。

第7条 (禁止事項)

ユーザーは、本ソフトについて、次の行為が禁止されるものとします。

- ① 本ソフトを翻案、改変または修正すること。
- ② 本ソフトに対して、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルなど のソースコード解析作業をすること。
- ③ 本ソフトを使用目的に必要な範囲を超えて複製すること。
- ④ 本ソフトまたはライセンスファイルを、第三者に譲渡、開示、販売、使用許諾、貸与、 リースもしくはこれらに類することまたは担保等に供すること。
- ⑤ 本ソフトから著作権表示、ラベル等を削除、消去すること。
- ⑥ 本ソフトを、原子力施設、航空機制御、輸送用機器運行制御、通信システム、航空管制 システム、生命維持装置等またはその他の一切の設備の稼動のために使用および応用適用 すること。
- ⑦ 法令等違反(違法薬物、児童ポルノ等)、公序良俗違反(誹謗、中傷、差別等)または 第三者権利の侵害に関連して、本ソフトを使用すること。
- ⑨ 本ソフトを、本書と相反する使用条件が適用されるソフトウェア(GPL等)と組み合わせて使用すること。
- の その他、本ソフトの使用として相応しくない使用形態。

第8条 (保証等の制限)

本ソフトは、現状で提示されるものであり、アイリアはその商品性、特定目的への適合性、 権原の有無および第三者の知的財産権を侵害していないこと等について、明示的にも黙示的 にもまたは法律の規定にかかわらず、保証は一切行わないものとします。

第9条 (責任の制限)

1. アイリアは、本ソフトまたは本書に起因して発生した損害・損失等(信用力低下、コンピュータ内のデータ喪失、知的財産権侵害によるものなど、直接損害・間接損害・積極損害・消極損害など一切の損害・損失を含みます。)に関して、ユーザーおよび第三者に対し、瑕疵担保責任や製造物責任などを含め請求原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

第10条 (有効期間)

- 1. 本書は、ユーザーによる本ソフトの使用開始日からライセンスファイルに設定された有効期間または使用目的の完了のうち、いずれか早く到来する日まで有効とします。
- 2. アイリアは、理由の如何を問わずに、ライセンスファイルの発行停止により、本書を終了させることができるものとします。なお、アイリアは本書の終了によって何らの責任を問われないものとします。
- 3. ユーザーが本書に違反した場合、アイリアは本書を終了させることができます。なお、本項による終了は、アイリアのユーザーに対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 4. 本書が終了した場合、ユーザーは、直ちに本ソフトを破棄(複製物の破棄を含みます。) するものとします。

第11条 (輸出管理)

ユーザーは、本ソフトまたは本ソフトを組み込んだユーザー製品等を輸出する場合には、「外国為替及び外国貿易法」その他輸出関連法令の規制対象となるものである可能性を認識し、規制対象製品および規制対象製品を組込んだ製品等の直接輸出または間接輸出を行う場合には、自己の責任において、当該輸出規制法令を遵守して製品の輸出を行うものとします。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とします。

第12条 (その他)

- 1. 本書の変更は、事前に変更内容および効力発生時期をアイリアのウェブページに掲載することで、当該効力発生時期から効力を有するものとします。
- 2. 本書のいずれかの規定が本書の有効期間中に無効または執行不能とされた場合も、他の規定 は依然有効とします。
- 3. ユーザーは、ユーザーによる本書の義務違反によって、アイリアに回復不能な損害が発生する可能性があることを認め、アイリアによる差止請求の対象となり得ることを確認します。
- 4. 本書は日本国法によって解釈され、日本国法に準拠するものとします。
- 5. 本書に関連または起因する紛争は、訴額または係争の性質に従って、東京簡易裁判所または 東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【改訂記録】

第一版: 2024年4月5日 第二版: 2024年6月5日 第三版: 2025年8月4日